



～法令・ルール遵守のために～

コンプライアンスガイドブック

三井化学株式会社

～法令・ルール遵守のために～

コンプライアンスガイドブック

2003年12月1日	初版第1刷発行
2006年5月30日	第2版第1刷発行
2012年9月5日	第3版発行(電子発行)
2016年2月1日	第4版発行(電子発行)
2016年11月1日	第5版発行(電子発行)
2017年7月1日	第6版発行(電子発行)

三井化学株式会社 総務・法務部

信頼される三井化学グループであるために

当社は、2006年2月、CSR(社会貢献)推進の一環として「三井化学グループ行動指針」を制定しました。この「行動指針」は、当社グループが広く社会に貢献を続け、あらゆるステークホルダーから信頼される存在となるために、グループの役員、社員一人ひとりが何を大切に考え行動しなければならないか、すなわち、「行動のよりどころ」とするために制定したものです。そして、当社グループがこの「行動指針」の1番目に掲げているのが、「法令・ルールへの遵守」(コンプライアンス)です。

当社グループは、「行動指針」の冒頭で「いかなる利益の追求よりも、法令・ルールへの遵守を優先します。」と宣言しました。利益か法令・ルール遵守かという究極の選択を迫られる場面があれば、躊躇なく法令・ルール遵守を優先してください。過去、当社において発生した高圧ガス保安法違反やカルテル(PP・ガスパイプ等)等を決して繰り返してはなりません。

近年、我国では上場企業による製品データ偽装や不正会計、海外においては世界展開している有力自動車メーカーによる排気ガス不正といった法令・ルールへの違反事件が連日のように報道されています。これら違反企業に対する社会の目は従来に増して厳しいものとなっており、一つの法令・ルール違反により長年築いてきた社会的信頼を大きく損ない、会社の存立基盤そのものを揺るがしかねない状況となっています。「法令・ルールへの遵守」が会社存続の大前提であり、それなくして永続的に発展することも、社会的責任を果たすこともできないということを強く認識しなければなりません。

加えて、年々拡大を続ける事業のグローバル展開に鑑みれば、日本国内の法令・ルールに留まらず、日本国外におけるコンプライアンスの意識も非常に重要になります。海外における様々な規制を正確に理解し、自分の行動が適切なものかどうかを常に考えることが要求されます。特に、外国公務員贈賄を含む不正・腐敗問題に関する関心は、急速に世界的な高まりを見せており、当社においてもグローバルな事業活動を更に進めるためにも三井化学グループ全体で真剣に取り組むべき課題です。

すべての役員、社員が法令・ルール遵守の姿勢をもって誠実な行動を積み重ねていくことによって、三井化学グループが広く社会から信頼され、永続的発展の礎を築くことができるものと確信しています。

2020年4月



社長 橋本 修

～法令・ルール遵守のために～

コンプライアンスガイドブック

I はじめに

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 本ガイドブックの目的 | 1 |
| 2. 三井化学グループ行動指針 | 2 |
| 3. 当社のリスク管理体制 | 3 |
| 4. リスクホットライン(報告・相談窓口) | 4 |

II 社会の一員として

- | | |
|---------------|----|
| 1. 各種業法の遵守 | 5 |
| 2. 環境保全、安全確保 | 7 |
| 3. 反社会的勢力の排除 | 9 |
| 4. 公務員との健全な関係 | 11 |

III お客様、取引先に対して

- | | |
|---------------------------|----|
| 1. 過剰な贈答・接待、癒着の禁止 | 14 |
| 2. 製品の品質・安全性確保、お客様への誠実な対応 | 16 |
| 3. 輸出入に関する規制の遵守 | 18 |

IV 同業者との関係において

- | | |
|------------------------|----|
| 1. 独占禁止法の遵守 | 20 |
| 2. 知的財産権の尊重、不正競争防止法の遵守 | 22 |

V 株主・投資家に対して

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1. インサイダー取引の禁止 | 24 |
| 2. 適正な経理処理、取引記録の適正な保持、税法の遵守 | 26 |

VI 三井化学グループ社員として

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 社則等の遵守 | 28 |
| 2. 守秘義務、会社情報管理、個人情報保護 | 30 |
| 3. 会社財産の尊重／旅費・交際費等に関する正直・正確な報告 | 32 |
| 4. 差別禁止、パワハラ禁止、セクハラ禁止 | 34 |
| 5. 利益相反行為の禁止／社内での政治・宗教活動等の禁止 | 35 |